A/HRC/43/49

先行未編集版

配布先:一般

2020 年 2 月 14 日

原語：英語

人権理事会

第 43 回

2020 年 2 月 24 日～3 月 20 日

討議事項 3

開発権を含む
すべての人権、市民的、
政治的、経済的、社会的、文化的権利の促進と保護

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰

拷問及び他の残虐な、
非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告書*

概要

本報告書で、特別報告者は、人権法における精神的拷問に関して提起されている概念、定義、解釈をめぐる疑問を検証する。

*本文書の提出はやむを得ない事情により遅れた。

A/HRC/43/49

目次

ページ

I.序論 3

II.委任事項に関連する活動 3

III.精神的拷問 3

A.背景.....3

B.精神的拷問の概念 6

C.構成要件の適用.....8

D.精神的拷問の主な手法 12

E.サイバー拷問 18

IV.結論と提言 19

I.序論

1. 本報告書は人権理事会決議 34/19 に従って用意された。

II.委任事項に関連する活動

2. 2019 年、特別報告者は、他の任務と共に又は個別に、拷問及び他の虐待に晒された個人を代表して、114 件の情報を伝えた。

3. 2019 年 3 月、人権理事会へ報告書を提出して以来、特別報告者は委任事項に関するさまざまな会談や、ワークショップ・イベントに参加した。最も注目すべきものを、以下に示す。

4. 5 月 9 日～10 日、特別報告者と医療チームは、英国のロンドンにあるベルマーシュ刑務所に収容中のジュリアン・アサンジ氏を訪問した。また、アサンジ氏の健康状態と拘禁状況、及び米国への身柄引き渡しに関して懸念されているリスク、拷問又は虐待について評価するため、当局関係者と会談した。

5. 6 月 5 日、特別報告者は、欧州安全保障機構（OSCE）民主制度・人権事務所がオーストリアのウィーンで主催した会議 「拷問禁止に対する効果的な多国間主義：OSCE 地域の傾向と今後の展望」に参加した。

6. 2019 年 6 月 12 日～15 日、特別報告者は、コモロ諸島への公式訪問を実施した（A/HRC/43/49/Add.1）。

7. 6 月 26 日、特別報告者は、拷問の被害者を支援する国際デーを記念し、第 41 回人権理事会のサイドイベント「非強制調査と精神的拷問の間にある断層」を共催した。

8. 10 月 15 日、特別報告者は、ニューヨークの国連総会に対して、ドメスティック・バイオレンスの背景における拷問及び虐待禁止の関連性についての主題別報告書（A/74/148）を提出した。

9. 10 月 18 日、特別報告者は、欧州議会がモンテネグロのベチチで主催したハイレベル会議「警察による虐待への取り組み」 に参加した。

10. 11 月 17 日～24 日、特別報告者は、モルジブへの公式訪問を実施した。訪問後、特別報告者は広範な暫定的調査結果を発表し、2021 年 3 月、人権理事会に対して報告書を提出した。

III.精神的拷問

A.背景

11. 拷問の普遍的禁止は、絶対的かつ逸脱不可能であり、強行規範性さえもつと認識されており、人権法、人道法、及び犯罪法における無数の国際法規で言及されている。世界人権宣言（1948 年）第 5 条で初めて宣言されて以来、国際社会は、その実現のために優れた規範的かつ制度的枠組みを確立した（A/73 /207, para 5-18)。同時に、無数の国家が強制、脅迫、刑罰、屈辱、差別を目的とした、容易に識別可能な肉体的危害や痕跡を残さない拷問の手法を開発するためにも、多大な資源を費やした（A/73/207,para 45）[1]。

[1] Piwowarczyk et al., “Health Care of Torture Survivors”, JAMA, Vol.284, No. 5 (2000).

A/HRC/43/49

12. 第二次世界大戦時 [2] に強制収容所で実施されたナチス政権による人体実験に続くものとして、冷戦時代に大規模で長期的なプロジェクトが台頭した。これには、数千人の囚人や精神病患者、及びボランティアを対象に、実験の真の性質や目的を知らせないまま健康上の重大なリスクを負わせて実施した 「マインドコントロール」 実験が含まれている[3]。かかる実験は、「強化された」、「深い」、「標準外の」、「特別な」 尋問や、「適度な」 肉体的圧力、「条件づけ技術」、「人的資源搾取」、及び 「クリーンな」 又は「白い」拷問、等の婉曲表現にもかかわらず、明らかに医療倫理と相容れず、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い、もしくは刑罰の禁止[4]と矛盾した尋問手法の採用や国際的拡散につながった。 最近になって、かかるアプローチのいくつかが再び脚光を浴びたが、特にカウンターテロリズムの背景における強化拷問 [5]、「抑止力」 ベースでの不定期移民の拘禁 [6]、政治的 「再教育」 を目的とした強制収容容疑 [7]、及び良心の囚人への虐待 [8] が最も顕著である。さらに最新テクノロジーにより、肉体的接触を伴わない前代未聞のツールや環境が台頭しており、拷問の禁止を現代に即して解釈するにあたり、これは十分に考慮されなければならない。

13. 特別報告者は、委任事項において、これまで 「心理的」 又は 「精神的」 拷問を分析概念として肉体的拷問とは区別して認識しており（E/CN.4/1986/15)、精神的拷問における特定の手法や背景を明らかにし [9]、この種類の虐待についての調査及び救済措置に関連する課題（A/HRC/13/39/Add.5, para.55）だけでなく、精神的拷問と強制尋問の切り離せない関係についても指摘してきた（A/71/298, para.37-45)。委任事項において、独房監禁の実態に関する詳細な課題別報告書（A/66/268）を提出し、非強制的接見の指針開発を提唱（A/71/298）し、最近では「拷問及び他の残虐な、非人道的な、又は品位を傷つける取扱い、もしくは刑罰の効果的な調査

及び立証に関するマニュアル」 の更新を支援し、無数のコミュニケーションを通じて精神的拷問の課題について啓発してきた。2019 年 6 月 26 日、拷問の被害者を支援する国際デーを記念して、特別報告者は、第 41 回人権理事会のサイドイベントとして課題別会談を行った。その中で 「非強制調査と精神的拷問の間にある断層」 と題した専門家パネル討論を開催し、現代の精神的拷問の起源と壊滅的な影響を描いた 『Eminent Monsters』（傑出したモンスター）を上映した。[10]

---

[2] J. Moreno, “Acid Brothers”, Perspectives in Biology and Medicine, Vol.59/1 (2016), pp. 108-9.

[3] Most notably, “Project MK-Ultra, the CIA’s Program of Research in Behavioral Modification” (1953-73) https://www.intelligence.senate.gov/sites/default/files/hearings/95mkultra.pdf.

[4] CIA, "KUBARK Counterintelligence Interrogation" (1963), Section IX; CIA; “Human Resource Exploitation Training Manual” (1983)"; UK, “Deep Interrogation” (five techniques), litigated at ECtHR, Ireland v.UK, App.No. 5310/71 (1978); President Emmanuel Macron, Statement of 13.09.2018, recognizing that successive French governments had operated a system of political torture and disappearances in Algeria (https://www.elysee.fr/emmanuelmacron/2018/09/13/declaration-du-president-de-la-republique-sur-la-mort-de-maurice-audin);

L.Hinkle/H.Wolff, “Communist Interrogation and Indoctrination of ‘Enemies of the State’” (American Medical Association Archives of Neurology and Psychiatry, Vol.76(1956), pp.115-174 (https://www.cia.gov/library/readingroom/docs/CIA-RDP65-00756R000400020008-8.pdf); Scott Shane, “U.S. interrogators were taught Chinese coercion techniques” NewYorkTimes (02.07.2008), https://www.nytimes.com/2008/07/02/world/americas/02iht-gitmo.1.14167656.html.

[5] US Senate Committee Study of the Central Intelligence Agency's Detention and Interrogation Program (https://www.intelligence.senate.gov/sites/default/files/publications/CRPT-113srpt288.pdf).

[6] A/HRC/37/50.

[7] CAT/C/CHN/CO/5 (2016) para 42; as well as two Communications co-signed by the Special Rapporteur (OL/CHN18/2019, 01.11.2019, and OL/CHN15/2018, 24.08.2018).See also:“China Cables” (https://www.icij.org/investigations/china-cables/read-the-china-cables-documents/).

[8] See, most prominently, the communications sent by the Special Rapporteur and his predecessor in the cases of Bradley/Chelsea Manning (UA G/SO 214 (53-24) USA 8/2011, 15.06.2011; AL USA 22/2019, 01.11.2019) and Julian Assange (UA/GBR/3/2019, 27.05.2019; UA GBR 6/2019, 29.10.2019).

[9] See, for example, A/74/148, para 32-34; A/59/324, para.17; E/CN.4/2006/120, para.52.

14. かかるイニシアティブは、一般的に国家には好評だったが、実際には否定、怠慢、誤解、又は矮小化によって精神的拷問を 「軽度の拷問」 という婉曲表現に落とし込む一方で、「真の拷問」は、肉体的苦痛を伴うものであると考える傾向がある（いわゆる「物質主義的バイアス」）。[11] 複数の国家においては、正式な拷問の定義又は解釈要件から、精神的苦痛を排除さえしており、拷問、精神的苦痛は肉体的苦痛又はその脅威、差し迫った死の恐怖、深刻な精神崩壊によって生じたものでなければならないとしている。拷問禁止委員会でも、本委任事項においても、拷問等禁止条約に反するこれらのアプローチを拒絶した。[12] それ以上に、法学及び人権擁護における「精神的拷問」 という言葉の使用は断片的なままで、法律及び医学の専門家は長い間明確な定義を求めてきた。[13]

15. これらの考慮に鑑みて、本報告書は：

(a) 「精神的拷問」の概念に関して生じる一般的な概念の不一致を検証する

(b) 国際人権法の観点から「精神的」及び「肉体的」拷問について、実用的な定義を提案する

(c) 精神的拷問の背景において、拷問を構成する要件の解釈について提言をする

(d) 精神的拷問を成立させる・寄与する特定の手法、技法、又は状況の識別に資する、包括的ではない、必要性に基づいた分析枠組みを提案する

(e) 単独である、又は背景が与えられなければ、必ずしも拷問には相当しない手法や技法、状況をさまざまに組み合わせることで、拷問禁止に違反する 「拷問的環境」 を形成しうることを説明する

(f) 拷問禁止に関して、最新テクノロジーが示唆する可能性と課題に照らした解釈を奨励する。さらに 「サイバー拷問」 と称するものの基本的な輪郭や可能性を暫定的に究明する。

16. この目的で、特別報告者は、幅広い調査と質問票による意見公募を含め、関係者との会談を実施した。[14] 本報告書は、特別報告者の結論と勧告を反映している。主観的な視角、本主題の複雑さ及び時間と文字数の制約を鑑みて、本報告書では、精神的な 「拷問」 の概念についてのみ検証する。実際に、「拷問」 と 「その他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」 が密接に関係していると仮定すると、精神的虐待という幅広い主題を明らかにするためにさらなる調査の努力が求められている。

---

10 http://www.hopscotchfilms.co.uk/news/2019/7/26/eminent-monsters-to-be-screened-at-a-united-nations-side-event

11 D.Luban/H.Shue, “Mental Torture - A Critique of Erasures in U.S.Law”, Georgetown Law Journal,

Vol.100/3 (2011).

12 A/HRC/13/39/Add.5, para 74; CAT/C/USA/CO/3-5, para 9; CAT/C/GAB/CO/1, para 7; CAT/C/RWA/CO/1, para 7; CAT/C/CHN/CO/4, para 33; CAT/C/CHN/CO/5, para 7.

13 See, for exmple, P. Pérez-Sales, "Psychological Torture:Definition, Evaluation and Measurement".London:Routledge, 2017.H. Reyes, "The worst scars are in the mind: psychological torture", IRRC, Vol.89/867 (2007), pp. 591–617.E. Cakal, "Debility, dependency and dread", Torture Journal, Vol.28/2 (2018), pp. 15-37; A.Ojeda (ed.), "The Trauma of Psychological Torture", Connecticut:Praeger(2008); N. Sveaass, "Destroying Minds:Psychological Pain and the Crime of Torture", CUNY Law Review, Vol.11/2 (2008), p.303; M. Başoğlu, "Torture and Its Definition in International Law", New York:OUP (2017), pp. 397, 492.

14 https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Torture/Call/QuestionnairePsychologicalTorture.docx

A/HRC/43/49

B. 精神的拷問の概念

1. 仮定義

17. 「精神的拷問」 とは国際法の専門用語ではないが、法学、医学、心理学、倫理学、哲学、歴史学、社会学を含め、様々な分野において異なる目的で使用され、多様な解釈をされてきた。特別報告者は、これらすべてに各々の分野における正統性、有効性、及び目的があることを認める。委任事項に沿って、本報告書は国際人権法の視点から 「精神的拷問」 の概念を検証する。

18. 拷問等禁止条約の第 1 条に従い、「拷問」 の実質的概念を構成するのは主に、故意及び意図的に、肉体的か精神的かを問わず、わざと重度の苦痛を課す行為である。「精神的」 及び 「肉体的」な苦痛という、この明らかな並置表現こそが、一般的に精神的拷問の概念の法的根拠とされている部分である。したがって、人権法においては、「精神的」 拷問は 「精神的」 苦痛を課す行為として広く理解されており、「肉体的」 拷問は、一般的に 「肉体的」苦痛と関連付けられている。[15]

19. 前任者と同様（E/CN.4/1986/15, para118)、この立場に沿って、特別報告者は、人権法の下での 「精神的拷問」 は、重度の肉体的苦痛をルート又は効果として利用することなく、わざと重度の精神的苦痛を課す目的又は設計されたあらゆる手法、技法、状況を含むと解釈されるべきであると考える。特別報告者はさらに、「肉体的拷問」 は精神的苦痛を並行して課すか否かを問わず、わざと重度の肉体的苦痛を課す目的又は設計されたあらゆる手法、技法、環境を含むと解釈されるべきであると考える。

2. 「手法」 を 「効果」 と 「合理性」 から区別する

20. 拷問の 「肉体的」 及び 「精神的」 手法の違いはかなり明白で、拷問等禁止条約の条約文

から直接引用できるように見えるが、首尾一貫して適用するには、無数の注意事項を考慮しなければならない。なぜなら、拷問の精神的側面は、並列かつ同等に、少なくとも 3 つの重要な領域に分けられており、それぞれ拷問の精神的手法（テクニック）、拷問の精神的効果（後遺症）、拷問の精神的合理性（対象）に関連している。

21. まず最初に、拷問の精神的手法と肉体的手法の区別が曖昧にしてはいけないのは、法律上、「拷問」 は統一概念であるという事実である。拷問の手法はすべて、もたらされた苦痛の性質が「肉体的」 か 「精神的」 か、又はそれらを組み合わせたものかを問わず、同一に禁止の対象であり、同一の法的義務を課せられる。したがって、拷問の 「肉体的」 及び 「精神的」 手法の区別は、法的含意又は悪質性における差異を示唆するのではなく、拷問の包括的禁止が重度の肉体的苦痛をルート又は効果として利用する手法を、どの程度までカバーするのか明確にすることを目指している。

22. 第二に、拷問の精神的手法（テクニック）を巡る議論を、拷問の精神的効果（後遺症）をめぐる議論と混同すべきではない。現実に、拷問の肉体的及び精神的手法は両者とも、肉体的及び精神的効果の両方をもたらす（E/CN.4/1996/15, para118）。したがって、肉体的苦痛を課すことにより、ほぼ必ず、深刻なトラウマ、不安、鬱病、その他の形態の精神的及び感情的危害を含む精神的苦悩を引き起こす。同様に、精神的苦痛を課すことで身体的機能に影響が出るほか、強度や時間によっては、神経衰弱や心血管障害を含む取り返しのつかない危害又は死をももたらす。

[15] D.Luban/H.Shue, “Mental Torture - A Critique of Erasures in U.S.Law”, Georgetown Law Journal, Vol.100/3 (2011).

さらに深刻度において、精神的及び肉体的なストレス要因は等しく重度の苦悩を課すことが証明されている（A/HRC/13/39, para.46）。[16] したがって、精神生理学の観点からは、「肉体的」 及び 「精神的」 拷問の違いが、主に概念的、分析的、教育学的な利点に基づくものであり、実際には、両者が二つの分離した相互排他的な拷問の側面を持つ同列の存在であることも、「肉体的」及び 「精神的」 拷問の間に深刻度のヒエラルキーが存在することも示唆していない。

23. 第三に、拷問の精神的側面の特徴は、固有の精神的合理性（標的）である。機能性の観点からは、いかなる形態の拷問も、重度の苦痛を特定の目的を達成するための道具として意図的に利用する（A/72/178, para.31）。方法論的には、 「肉体的」 又は 「精神的」 な苦痛を課すこと、又はその両方に通じてこれらの目的が追求される。それぞれの場合において、さまざまな組み合わせの肉体的及び精神的効果が生じる。ただし機能的には、拷問は肉体的性質のみ

を有するものでなく、常に被害者又は第三者の精神と感情に影響を与えることを狙いとする。[17] 肉体的拷問の多くの手法は、衰弱を誘う内心の葛藤を意図的に作り出して利用する。例えば、不服従の場合はレイプをすると脅して、肉体的痛みを伴うストレスのかかる姿勢を保つよう捕虜に指示する。類似する内心の葛藤を、肉体的な痛みなしに誘発することもできる。例えば、服従しなければレイプをすると脅して、警護官や収容者の面前で抑留者に自慰行為をするよう指示する。したがって、「肉体的」 及び 「精神的」 拷問の区別は、機能的合理性における差異ではなく、むしろ加害者が合理性を追求する方法論の問題なのである。

3.精神的拷問と肉体的 「無傷」 及び 「非接触」 拷問の区別

24. 目に見える肉体的損傷を伴う拷問手法は、一般的に 「精神的拷問」 と称されない一方、被害者の身体に判別できるような傷痕を残さない 「無傷」 拷問や、身体への直接的な接触を通じて痛みや苦痛を課すことを避ける 「非接触」 拷問と一緒にされてしまうことがある。しかし、現実には、「無傷」 及び 「非接触」 拷問の双方に肉体的側面があり、その場合は精神的拷問とは異なる。

25. 詳しく言えば、肉体的 「無傷」 の拷問は、被害者の身体に目に見える傷痕を残さないことを狙うが、重度の肉体的な痛みや苦痛を意図的に課すことにより、目的を追求する。肉体的 「無傷」 のテクニックは、直ちにかつ直接、肉体的な痛みや苦痛を故意にもたらす。例えば、防音材を使った肉体の一部の殴打、溺死の錯覚（「ウォーターボーディング」 又は 「ウェットサブマリン」)、又はプラスチック袋を使った窒息 (「ドライサブマリン」) 等である。他にも、肉体的 「無傷」 のテクニックには、「低強度」 の肉体的な痛みや苦痛を長期及び／又は何度も課すことで、徐々に耐え難い深刻なレベルに到達するよう計算されたものがある。例えば、直立不動の強制、しゃがみ込み姿勢の強制、又はストレスのかかる姿勢での束縛である。これらすべての方法が、肉眼や素人目に判別できる肉体的な傷痕を残さないために計算されている一方、多くは肉体的な後遺症を生む。例えば、腫れ、擦過傷、打撲傷、炎症などは、経験豊富な法医学者なら数日から数週間で確実に検知して立証できる。しかし実際には、抵抗や遅滞、専門性や能力及び意思の欠如が調査当局の側に認められる場合、「無傷」 拷問の容疑の圧倒的多数はまったく調査されないか、証拠不十分で容易に立件されない。

26. 同様に、肉体的 「非接触」 の拷問は、肉体への直接的な接触を避けながらも、生理的欲求、機能及び反応を故意に操作・利用して、肉体的な苦痛を課す。典型的には、ストレスのかかる姿勢を強要されて生じた痛み、極端な温度や大音量の雑音のほか、眩しい光や悪臭による強力な感覚あるいは生理的刺激、睡眠や飲食の剥奪、排尿や排便又は嘔吐の防止や誘発、又は医薬物質への曝露や禁断症状の発露を含む。これらの技法は、被害者の肉体を、苦痛を課すためのルートとして意図的に利用するが、精神的拷問として議論され

ることがある。その心理学的合理性及び人間の精神と感情にもたらす意図的な攪乱効果、そして加害者と被害者の間の限られた肉体的接触がその理由である。

[16] M. Başoğlu (ed), "Torture and its Definition in International Law" (OUP, 2017), p. 37.

[17] N. Sveaass, "Destroying Minds:Psychological Pain and the Crime of Torture", New York City Law Review, Vol.11/2 (2008), pp.313-4.

ただし 「非接触」 のテクニックが重度の肉体的苦痛を課すかぎり、その苦痛がどのような種類であれ、肉体的拷問とみなされるべきである。

C. 構成要件の適用

27. 上記のとおり定義された精神的拷問の概念は、過去の報告書の記述を超えて、拷問を構成する定義要件の解釈に関する無数の疑問を提起する (A/73/207, paras 6-7; A/72/178, para.31, E/CV.4/2006/6, paras.38-41)。これらすべての疑問は、拷問に相当する行為を定義する 「実質的」 要素に関連している。一方で、拷問を国家の責任に帰すために必要な、国家当局の関与レベルを定義する 「限定的」 要素は、既に過去の報告書で徹底的に議論されているため、ここで再び検証する必要はない（A/74/148, para5)。

1.深刻な苦しみ又は苦痛

28. 拷問禁止の国際的メカニズムにおいて、拷問の定義は必ずしも肉体的苦痛を課すことを要件としないが、精神的苦痛を含む可能性があることに疑いの余地はない。[18] しかし、精神的拷問の壊滅的な効果が、しばしば過小評価されている事実は強調する価値がある。

29. 肉体的と精神的の基本的な二項対立よりもっと物議を醸しているのは、必要な痛みの深刻度に関する解釈である。肉体的苦痛の客観的測定は克服しがたい困難であり、肉体的損傷や不可逆の機能障害に基づいて、拷問の手法を正式に分類しようとする無数の試みはいずれも失敗しており、精神的又は感情的な苦痛を客観的に評価しようと試みると、さらに問題が悪化する。[19] 他方で、「重度の」 という言葉は、臓器不全や身体機能障害又は死など、深刻な肉体的損傷に伴う痛みと同様の苦痛を要件としないことが強調されてきた（E/CN.4/2006/6; A/HRC/13/39, para.54)。一方で、 「拷問」 という言葉は、単に便宜を図るため、又は定義に列挙された目的を明らかに達成できない不愉快さから、使用す

べきではない。

30.　求められる深刻度の閾値に達したか否かを個々のケースで判断する場合、年齢、性別、健康状態、及び脆弱性のほか、その他の肉体的又は精神的ストレス要因や、条件に曝露された期間と蓄積、個人の意欲やレジリエンス、及び背景など、内因性及び外因性の幅広い要因に左右される可能性がある。[20] これらすべての要因はケースバイケースで、問題になっている取扱い又は刑罰の目的に照らして、包括的に評価されなければならない。例えば、宵越しの拘禁は、言葉による虐待を伴う場合、子どもを脅すか強要するには十分深刻かもしれないが、同一の行為は成人に対してほとんど又は全く効果がなく、常習犯にはさらに効果が望めない。さらに、特定の種類の虐待から生じる苦痛の深刻度は、必ずしも一定ではなく、むしろ曝露時間とストレス要因の相乗効果で、増大又は変動する傾向がある。さらに、拷問が 「悪質な」 形態であり、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰 [21] を構成する一方で、「悪質化」 は必ずしも苦痛の悪化を意味せず、むしろ秘められた目的のために、故意に苦痛を利用するという観点から重大な悪事である。したがって、拷問とその他の形態の虐待とを区別する要因は、課された苦悩の強度ではなく、むしろ行為の目的、加害者の意図、及び被害者の無力さである（A/72/178, para.30; A/HRC/13/39, para.60）。[22]

[18] CCPR, General Comment No.20 (Art.7), 10.03.1992, para.5; see also CAT case law, foot note 12

[19] P.Perez-Sales, “Psychological Torture”, Routledge (2017), p. 284

[20] IACtHR, Lysias Fleury et al v.Haiti (23.11.2011), §73.

[21] Art.1(2) 1975 UNGA Declaration (A/RES/30/3452).

[22] G.Zach, Art.1 Definition of Torture, in:M.Nowak, M.Birk, G.Monina (eds), The United Nations Convention against Torture and its Optional Protocols, OUP:2019, p.47.

31.　複数の条約の条項が、拷問の概念として、少なくとも潜在的に、主観的に体験した苦痛をまったく伴わない行為を含むことを示唆している。したがって、市民的及び政治的権利に関する国際規約第七条は、「自由意思によらない医学的又は科学的実験」 を明示的に禁止している。条項は、かかる行為が 「拷問」 又はその他の 「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い」 に相当するか否かを明らかにしていないが、その明白な言及から、禁止事項の、特に重大な違反とみなされていることが認められる。これに関してさらに明白なのは、特定の地域にしか適用されないが、拷問の防止及び刑罰に関する米州条約の第二条であるということだ。

これは、たとえ肉体的な痛みや精神的な苦悩をもたらさずとも、「拷問」 が 「被害者の人格を消去するか、心身衰弱を意図した手法」 も含むものとして明示的に定義している。関連して、拷問等禁止条約の批准において、アメリカは 「精神的苦痛」 が、とりわけ 「向精神作用性物質の投与又は適用、もしくは感覚や人格を著しく混乱させるよう計算されたその他の手続き」 の実施又はその脅迫によって生じた 「長期にわたる精神的危害」 を指すとの理解を表明した。これは、冷戦時代に CIA（アメリカ中央情報局）が開発した尋問手法をいくつか禁止することを意図しているが、条約で確立された定義を、故意に絞り込もうとしたものである。[23] 委員会は、この狭すぎる解釈を拒否し、精神的拷問は 「長期にわたる精神的危害」 に限定できないと述べ（CAT/C/USA/CO/2 (2006) para 13; CAT/C/USA/CO/3-5(2014), para 9)、「感覚や人格を著しく混乱させるよう計算されたその他の手続き」 の使用が、主観的に経験した苦痛がない場合にでも、拷問に相当するか否かを明確にしなかった。これは、冷戦時代に、さまざまな条約文を起草した人々にとって大きな疑問であったが、現代において実用的見地からの関連性が飛躍的に増大している。

32. 医学、薬学、及びニューロテクノロジー科学のほか、人工頭脳学、ロボット工学、及び人工知能の急速な発展により、未来において拷問のテクノロジーや環境、精神的及び感情的なレジリエンスにおける被害者や加害者の 「人間強化」 がどうなっているのか予測するのは困難である。人間性を奪い、衰弱させ、能力を著しく低下させる効果や目的を達成しながら、どの程度まで苦痛の主観的な体験を回避し、抑制し、さもなくば操作することができるのか、予測は難しい。[24] 国家が拷問禁止に関連した国際的義務を誠実に（Art.26 and 31 VCLT）かつ民主主義社会の価値観に照らして（A/HRC/22/53, para.14） [25] 解釈及び履行しなければならない以上、例えば、被害者が主観的に体験又は記憶した 「精神的苦悩」 が薬学的に、又は催眠術によって、さもなくば操作されたか、抑制されて生じたという理由だけで、個人の精神的アイデンテティや能力、又は自律性の崩壊を拷問の定義から排除するのは、普遍的、絶対的、及び逸脱不可能な拷問禁止の趣旨と目的に調和しないように思われる。

33. 過去の特別報告者は、「苦痛レベルを評価するには、その性質上、個々のケースの状況を考慮することが必要になる。これには、被害者の拘禁の待遇や条件の結果として機能障害が発生又は悪化した場合を含む」 と述べ、並びに、治療上の目的がなく、自由意思やインフォームド・コンセントもなく強制又は投与された 「侵入的かつ不可逆的な性質の医療行為」 は、拷問又は虐待を構成しうる、と述べた（A/63/175, para.40, 47; A/HRC/22/53, para.32)。長年の経験により、特別報告者の考えでは、重度の 「精神的苦悩」 の閾値は、主観的に体験した苦悩を通じてのみ達することができるだけでなく、主観的に体験した苦悩がない場合も、客観的な精神的危害だけを通じて達することができる。いずれにせよ、拷問の閾値を下回る場合でも、故意に課された精神的危害はほぼ例外なく 「その他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」 に相当するであろう。

[23] D. Luban & K.Newell,'Personality Disruption as Mental Torture', Georgetown Law Journal Vol.108:333, at 335-6, 373-4, referring to .18U.S.C. § 2340(2)(B)(2012).

[24] A/HRC/23/47, para.54; Adam Henschke, "Supersoldiers",03.07.2017 (https://blogs.icrc.org/law and-policy/2017/07/03/supersoldiers-ethical-concerns-human-enhancement-technologies-2/); Nayef Al-Rodhan, "Inevitable Transhumanism?", ETH Center for Security Studies, 29.10.2013 (https://isnblog.ethz.ch/security/inevitable-transhumanism-how-emerging-strategic-technologies-will-affect-the-future-of-humanity).

[25] OHCHR, "Interpretation of Torture", 2011, p. 8.

A/HRC/43/49

2.作為

34. 精神的拷問は、精神的な苦痛を意図的に課すことで成立するため、純粋な過失は含まない。作為とは、重度の精神的苦痛を課す行為を、加害者が主観的に強く望んでいることを要件としておらず、加害者による意図的な行為が、自然の成り行きでもたらす結果を合理的に予見できることを要件としている（A/HRC/40/59, para.41; A/HRC/37/50, para.60）。さらに、作為は積極的行為を要件としないが、意図的な不作為を伴うことがある。例えば、自白や証言、又はその他の協力次第で代替薬や代替治療を施すことにより、拘留中の薬物中毒者に、重度の禁断症状を発現させる（A/73/207, para.7）。重度の精神的苦痛が、モラルハラスメント、迫害、及びその他の形態の集団虐待のケースなど、複数の共犯者の側におけるさまざまな状況、行為、又は不作為の累積効果としてもたらされる場合、作為とは、犯行、未遂、共犯、又は関与のいずれかを問わず、国家又は個人がそれと知りながら、かつ意図的に禁止されている結果に、わざと寄与したものとみなされる必要がある（拷問等禁止条約第四条(1)）

3.目的意識

35. 精神的拷問を成立させるには、複数の精神的苦痛を故意に課す必要があるだけでなく、「被害者又は第三者から情報又は自白を入手する、被害者又は第三者のとった行動又は取ったと疑われる行動に対して処罰する、若しくは被害者又は第三者を脅す・強要するというような目的」 、若しくは「何らかの差別に基づいた理由」 がなければならない（Art.1 CAT）。列挙された目的は単なる例示にすぎず、すべて網羅しているわけではないが、関連目的は 「明示的に列挙された目的となんらかの共通性」 をもっていなければならない（A/HRC/13/39/Add.5, para.35）。同時に、列挙された目的は大雑把な表現のため、重度の精神的苦痛を無力な人間に対して、わざと課すという現実的なシナリオを予想するのが困難であり、これは拷問の定義を逸脱するだろう（A/72/178, para.31）。

36. 「尋問」、「刑罰」、「脅迫」、及び「強制」 のような目的の解釈はかなり単純だが、条約文

が 「差別」 としている表現は明確化が必要である。なぜなら、それが唯一、意図する 「目的」という表現にあらかじめ組み込まれていない要素だからである。差別的措置が拷問として成立するには、「何らかの差別に関連した理由」 のために、意図的に重度の苦痛を課すことで十分である。したがって、関連行為が差別の 「目的」 を持つ必要はなく、差別の 「連鎖」 のみで十分である。条約法として、これは何らかの差別に基づいた区別、排除、又は制約を含む。具体的には、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的、又はその他の分野における人権、若しくは基本的自由を他者と対等に認識、享受、又は行使することを妨害、若しくは無効にする目的や効果を持つ（A/63/175, para.48）。[26]

37. 強調すべきは、善意と称される目的は、それ自体で、強制又は差別的措置を立証することができないということである。例えば、患者にとって 「最善の利益」 を考慮した 「医療上の必要性」 に基づく不随意の中絶、不妊手術、精神医学的介入（A/HRC/22/53, para.20,32-35; A/63/175, para.49）、若しくは政治や宗教における反対派の 「再教育」 、[27] 精神病の 「霊的療法」(A/HRC/25/60/Add.1, para.72-77)、又は性自認や性的指向に関する「転向療法」（A/74/148, para.48-50）のための強制収容は、一般的に、被害者の人格、行動、又は選択を制御又は 「訂正」しようとする、高度な差別的かつ強制的な試みを含み、ほぼ例外なく重度の苦痛を課す。したがって、特別報告者の見解では、他のすべての定義要件が揃えば、かかる実態は拷問に相当するだろう。

38. 最後に、重要なことは、情報収集が、正統な調査及び事実認定プロセスの本質である以上、許容される非強制的調査技術と禁止されている強制拷問の断層は、明確にする必要があるということである。

[26] Art.2 CRPD; Art.1 CEDAW; Art.1 CERD; Art.7 UDHR; Art.26 CCPR.

[27] See footnote 7.

実際に、きわめて重要であるにもかかわらず、この区別が本報告書で議論されない。なぜなら、前任の特別報告者が提出した課題別報告書で、既に詳細に検証されているからであり（A/71/298）、これは、捜査面接及び関連する安全措置について、国際的指針を開発するための重要な現在進行中のプロセスの端緒となった。[28]

4.無力さ

39. 本委任事項では、条約文に明示的な言及こそないものの、被害者の 「無力さ」 が拷問を定義する前提条件であると、一貫して主張してきた（A/73/207, para.7; A/HRC/22/53, para.31; A/HRC/13/39, para.60; A/63/175, para.50）。示された通り、「拷問等禁止条約の第 1 条

に列挙された目的すべて、並びに宣言や議定書の TP（条約の交渉過程や準備作業の記録）は、拷問の被害者が拘留者か、少なくとも苦痛を課す者の事実上の権力若しくは管理下に置かれた個人であり、加害者が不平等かつ強力な立場を利用して情報の抽出、脅迫、又は刑罰など一定の効果を実現しようとする状況を指す」。[29]

40. 実際に「無力さ」 は、加害者による肉体の直接的支配や、それと同等の状況下に置かれて、苦痛を課す行為への抵抗又は回避能力を、事実上喪失した場合に生じる （A/72/178, para.31)。典型的なケースは、身柄拘束の状況である。例えば、逮捕や拘禁、収容、入院又は抑留、若しくはその他の形態による自由の剥奪である。身柄拘束ではない場合でも、遠隔に操作して電気ショックを与える装着型デバイスの使用により、無力さが生じることはある。これは「物理的距離にかかわらず被害者の完全な服従」 が実現するからである（A/72/178 para.51)。さらに、「個人による意思決定の履行を奪う、法的能力の剥奪」を通じて（A/HRC/22/53, para.31; A/63/175, para.50)、深刻かつ差し迫った脅威、又はドメスティック・バイオレンスの背景で支配的束縛を通じて（A/74/148, para.32-34)、能力を著しく低下させる薬を用いて、場合によっては、モラルハラスメント、ネットいじめ、及び国家主導の迫害など被害者が虐待から効果的に抵抗又は逃亡する可能性を奪うような集団による社会的圧力を通じて、無力な状況をもたらすことが可能である。

5.「法的制裁」の例外

41. 拷問等禁止条約における拷問の定義は、明らかに「法的制裁に内在するか付随して生じる苦痛」を除外している（Art.1(1) CAT)。同時に、拷問等禁止条約第一条 2 項の保留条項は、拷問をより広範に定義していないか、その可能性がある他の国際法規や国内法に不利になるような方法で、この例外を解釈できないと明確にしている。「国際法規」 という言葉は、法的拘束力を持つ国際条約及び法的拘束力のない宣言、原則、並びにその他の 「ソフトロー」 文書の両方をカバーする。[30]最も注目すべきは「法的制裁」条項が直接由来する、1975 年の国連宣言と併せて初めて正確に理解できるということであり、これは、被拘禁者処遇最低基準規則と一致する拷問の定義から法的制裁のみが除外されたものである（Art.1)。したがって、例えば、国内法で許可されていても、次のいかなる精神的苦痛を課す手法も「法的制裁」とはみなされない。長期又は無期限の独房監禁、暗闇又は、常時明るい部屋への留置、集団処罰、及び家族交流の禁止である。[31]

42. 重要なのは、「合法的」であるがために、制裁が無制限、無期限、又は目的に対して過剰であってはならず、むしろ明確に定義され、制限を設け、目的に釣り合っていなければならない。

---

[28] https://www.apt.ch/en/universal-protocol-on-non-coercive-interviews/

[29] G.Zach, Art.1 Definition of Torture (see footnote 22), pp.56-59.See also Art.7(2)(e) of the ICC Statute.

[30] Ibid., N 155.

[31] Mandela Rules, Rule 43.

例えば、法廷で証言を拒否した証人を、固定額の罰金刑又は有期の禁固刑に処すのは合法的かもしれないが、反抗的な承認に証言を強制するために、徐々に深刻度を上げていく手段として、無期限の拘禁及び累積の罰金刑を課す場合は、拷問等禁止条約の趣旨と目的に矛盾することになり、したがって、国内法における「合法性」に関わらず、精神的拷問が成立する。32 より一般的に、特別報告者は「合法的」という言葉が、国内法及び国際法の両方を指す、という理解と立場を同じくしている。[33]

D.精神的拷問の主な手法

43. 本項の狙いは、精神的拷問で主に用いられる手法の性質、合理性、及び効果の概要を提供することである。肉体や肉体上の欲求を、ルートとして利用して被害者の精神や感情に影響を与える肉体的拷問とは対照的に、精神的拷問は、以下のような基本的心理欲求を直接標的にする。例えば、セキュリティ、自己決定、尊厳とアイデンテティ、環境定位、感情的つながり、及び地域社会信託である。

44. 次の、特定の手法に関する独立した議論、及び日常的に経験する精神的欲求に基づく分類は、正式、包括的、又は重複がないことを目指してはおらず、精神的拷問の手法が、さまざまな目的のために、どのように描写・分類されうるのか又はされるべきなのかについて網羅することも目指していない。[34] むしろ、重度の肉体的苦痛をルート又は効果として利用せずに、単独かその他の精神的又は肉体的手法、技法、及び状況と併せてかを問わず、国際人権法で禁止されている拷問を成立させる個々の手法や技法、又は状況の識別に資する基本的分析枠組みを提供して、簡単に入手できるようにすることを目指している。

45. 拷問がとりうる形態に実質的に制限が無い以上、ここに選ばれた実例は、単なる例示に過ぎない。さらに拷問のさまざまな手法は、類似又は重複する効果があり、さまざまな方法で互いに補強することがある。実際に、特定の拷問手法は単独では稀にしか適用されず、ほぼいつも、その他の手法、技法、及び状況と併せて適用され、いわゆる「拷問的環境」を形成する。[35] したがって、次に続く特定の手法に関する個別の議論は、主に教訓抽出及び分析を目的としており、かかる厳格な分類がさまざまな拷問の実態にぴったり当てはまるわけではない。

1.セキュリティ（恐怖、恐怖症、及び不安の誘発）

46. おそらく、精神的拷問で最も初歩的な手法は、意図的に恐怖を植え付けることである。

恐怖を与えること自体が拷問を成立させるという事実は、本委任事項においてだけでなく、[36] 拷問禁止委員会、[37] 欧州人権裁判所、[38] 人権委員会、[39] 米州人権裁判所 [40] 及びその他のメカニズムにおいても広く認識されている。

47. 実際に、恐怖を誘発する技法の種類には事実上制限がなく、なかでも最も一般的なものは以下の通りである。

（a）親類、友人、又はその他の収容者を対象者に含む、拷問、身体の切断、性的暴力、又はその他の虐待の行為を課し、繰り返しエスカレートさせるという直接的又は間接的な恐怖を与える

[32] See, most notably, the individual communication sent by the Special Rapporteur in the case of Chelsea Manning (AL USA 22/2019, 01.11.2019).

[33] G.Zach, Art.1 Definition of Torture (see footnote 22), N 147.

[34] For other categorizations see, e.g. A. Ojeda, What Is Psychological Torture?, in Ojeda (ed.), "The Trauma of Psychological Torture", Praeger 2008, pp.1ff.; P. Perez-Sales, "Psychological Torture", Routledge (2017), pp.257ff.

[35] P. Perez-Sales, "Psychological Torture", Routledge (2017), p. 284.

[36] A/56/156, para.3,7,8; E/CN.4/1986/15, para.119; E/CN.4/1998/38, para.208.

[37] CAT/C/KAZ/CO/2, para.7; CAT/C/USA/CO/2, para.24.

[38] ECtHR, Gäfgen v Germany, 22978/05 [GC], 2010, para.108.

[39] CCPR, Estrella v.Uruguay (para.8.3).

[40] IACtHR, Baldeón-García v.Peru, para.119; Tibi v.Ecuador (para.147-9).

（b）被害者又は家族等の運命に関する情報を隠匿したり、歪曲したりすること、模擬処刑、本物又は偽の殺害若しくは拷問を目撃させる

（c）実際に昆虫、蛇、犬、ネズミ、感染症等にさらすこと、又はそのように脅迫することにより、個人的又は文化的に恐怖症を誘発する

（d）模擬埋葬、又は箱、棺桶、袋及びその他の狭い空間での監禁を通じて、閉所恐怖症を誘発させる（状況に応じて、これらの手法は重度の精神的苦痛を課すこともある）

48. 恐怖が引き金になった極度の精神的ストレス及び甚大な内的葛藤は、しばしば過小評価される。現実に、特別長期にわたる恐怖体験は、具現化した恐怖以上に衰弱や苦悶をもたらし、絶え間ない恐怖と不安が襲う、終わりのない精神的苦痛よりも、肉体的拷問の体験の方がトラウマが少ない場合さえある。特に、確かな差し迫った恐怖は、重度の精神的苦悩や PTSD（心的外傷

後ストレス障害）だけでなく、慢性疼痛やその他の身体（肉体的）症状と関連している。

2.自己決定（支配と服従）

49. 事実上、あらゆる拷問の状況で適用されている心理的手法は、意図的に被害者から生存に関する支配権を、なるべく多く剥奪すること、完全な優位性を示すことであり、無力感、絶望感、及び加害者への完全依存の感覚を深く植え付けることである。実際に、これは幅広い技法を通じて達成されており、最も注目すべき点は以下の通りである。

(a) 情報、読み物、身の回り品、衣服、寝具、新鮮な空気、照明、食料、水、暖房、又は換気の恣意的な提供、保留、若しくは取り下げること

(b) 食事、睡眠、衛生、排尿、排泄、及び尋問の頻繁な変更、及び不規則に中断、延長又は遅滞するスケジュールによって、予測困難な環境を作り出して維持すること

(c) 行動、制裁又は報酬について不条理、不合理、又は矛盾する規則を課すこと

(d) 被害者に、自らの拷問に参加するよう強制するという不可能な選択を与えること

50. これらの技法はすべて、被害者の自己制御、自律性、及び自己決定の感覚を崩壊させ、時間の経過と共に、完全な絶望、並びに加害者への肉体的、精神的、感情的な完全依存に統合される点が共通している（「学習性無力感」）。

3.尊厳とアイデンテティ（屈辱、プライバシーの侵害、性的完全性の侵害）

51. 個人の支配、自律性、及び自己決定の抑圧に密接に関連して、さらに違法でさえあるのは、プライバシー、尊厳、及び性的完全性を体系的及び意図的に破壊することを通じて、被害者の自尊心及びアイデンテティを積極的に標的にすることである。これには、例えば以下が含まれる。

(a) カメラ、マイクロフォン、マジックミラー、ケージング、及びその他の関連手段を通じた視聴覚監視を常時行うこと。これには社会的、法的、及び医療訪問、並びに睡眠、排尿や排泄を含む衛生習慣が含まれる

(b) 体系的な軽蔑又は野蛮な取扱い、愚弄、侮辱、暴言、並びに個人的、倫理的、性的、宗教的、又は文化的屈辱

(c) 公の辱め、名誉棄損、中傷、誹謗、又は被害者の私的及び家族生活の詳細の暴露

(d) 異性の官吏の面前で裸体又は自慰行為の強制、ほのめかし、冗談、侮辱、容疑、脅迫、及び性器の露出することによる性的ハラスメント

52. 虐待の屈辱的及び品位を傷つける性質は、必ずしも、時に（間違って）拷問より「劣る」とみなされる、「その他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い」 に落とし込まれるわけではない。プライバシー、尊厳、及び性的完全性の体系的及び長期にわたる侵害は、重度の精神的苦悩を植え付けることが知られており、これには深刻な脆弱性、屈辱、羞恥、及び罪悪感が含まれ、社会的排除の不安、自己嫌悪、及び自殺願望によってしばしば悪化する。したがって、他の手法と同様、品位を傷つける行為の作為及び目的意識、並びに被害者の無力さこそが、拷問又はその他の虐待として認定されるための決定要因である。[41]

4.環境定位（感覚操作）

53. 感覚刺激及び環境制御は、人間の基本的欲求である。感覚遮断及び過刺激を通じた意図的な感覚操作及び感覚喪失は、感覚器官と感覚認知の認識過程の両方を対象とする。したがって、特に過刺激は肉体的拷問と精神的拷問のまさに接点に位置づけられる。

54. 短期間の感覚遮断は、極度の精神的激痛を引き起こしうる一方、長期にわたる感覚遮断は一般的に無気力、次いで重度の進行性感覚喪失、混乱、そして最終的に妄想性、幻覚性、及び精神的に異常な症状をもたらす。したがって、国連の被拘禁者保護原則は、被拘禁者を 「一時的又は永続的に、視覚や聴覚、又は場所の認識や時間の経過など、生来の感覚の使用が遮断された状況下」[42] に置くことを明白に禁止している。実際に、かかる感覚遮断は、次のような措置の蓄積を通じて感覚を部分的又は完全に消滅させる。

- 被害者との口頭による意思疎通の抑圧
- 一定の単調な光
- 視覚的に無機質な環境
- 部屋の防音や遮音
- 頭から袋をかぶせる
- 目隠し
- 手袋
- 顔面マスク
- 耳あて

55. 一定の眩しい光、大音量の音楽、悪臭、不快な気温、又は不快な白色雑音を通じた感覚への過刺激は、肉体的な痛みの閾値を下回る場合でも、重度の精神的ストレス及び不安、思考力の低下を進行させ、次いで癇癪や怒りの爆発、最終的に疲労困憊と絶望に導く。極度の感覚への過刺激は、直ちに又は時間の経過と共に、肉体的な痛みや負傷の原因となるため、肉体的拷問とみなすべきである。これには、例えば、被害者の視覚を極端に眩しい光で遮断したり、大音量の雑音や音楽に晒して聴覚を遮断したり、極端な温度で火傷や低体温症を負わせたりすることが含まれる。

[41] See also:E.Cakal, “Debility, dependency and dread:On the conceptual and evidentiary dimensions of psychological torture”, Torture Journal, Vol.28/2 (2018), pp.23-24.

[42] Principle 6, UN Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment, GA Res 43/173, 09.12.1988.

5.社会的及び感情的つながり（孤立、排除、感情操作）

56. 精神的拷問の定番手法は、被害者の社会的及び感情的つながりの欲求を、孤立、社会的排除、モラルハラスメント、及び裏切りによって攻撃することである。有意義な社会的接触を剥奪され、感情操作の対象となった個人は、すぐに不安定になり、ひどく衰弱することがある。

57. 孤立及び社会的排除の主な手法は 「独房監禁」 であり、これは「1 日に 22 時間以上他者と実質的な接触をさせずに監禁すること」 を指す。[43] 国際法の下で、独房監禁は例外的環境においてのみ課すことを許されており、「長期にわたる」 独房監禁は、連続 15 日間を超える場合に拷問又は虐待の一形態とみなされる。[44] 併せて、長期にわたる独房監禁を成立させる頻繁な措置の変更についても、同様である。[45] 独房監禁よりさらに過酷なのは、いわゆる 「隔離監禁」であり、これは収容者に外部社会、特に医者、弁護士、及び親類とのいかなる接触をも禁じるものである。これは何度も拷問の一形態であると認識されてきた。[46]

58. 被害者の社会的つながりの欲求を標的にする他の手法には、収容者の集団における意図的な医療、言語、宗教、又は文化的孤立、並びに標的とする個人や集団に対するハラスメント、いじめ、モラルハラスメントなど圧政的状況の扇動、奨励又は寛容が含まれる。例えば、同性愛者の男性を、暴力的な同性愛者の男性と同じ監房に、差別的又は懲罰的に拘留する場合、社会的孤立、脅迫、屈辱、及び性的ハラスメントを含むモラルハラスメントの状況を作り出すことや、常に重度のストレス及び不安に苛まれることが見込まれ、これは肉体的暴力の発生の有無を問わず、拷問を成立させる可能性が高い。

59. 隔離監禁、独房監禁、及びモラルハラスメントを含む社会的排除の深刻な精神的及び肉体的効果は、十分に立証されており、状況によって、不安、ストレス、及び鬱病の深刻な形態から、認知障害及び自殺願望までである。特に、孤立や社会的排除は、長期又は無期限、若しくは死刑囚症候群と併発すると、深刻な取り返しのつかない精神的及び肉体的危害を引き起こすことができる。

60. 孤立及び社会的排除のほか、一般的にはそれらと併せて、拷問は被害者の感情的つながりの欲求を、意図的な感情操作を通じて頻繁に攻撃する。これには次の手法が含まれる。

・感情的なつながりや個人的信頼を醸成してから、裏切ること
・「有罪か有罪」 の二者択一を通じて 「不正行為」 を誘発し、加害者の信頼を裏切ったことに対する罪悪感や羞恥心をもたせること
・被害者に、他の囚人や親戚又は友人を裏切らせる、又は彼らへの虐待行為に参加させる、又はその逆によって、感情的な結びつきを破壊すること
・虚偽の、紛らわしい、又は混乱を招く情報やロールプレイ。

6.地域社会信託（制度の恣意性、迫害）

61. 地域社会信託は、あらゆる人間に内在する欲求である。国家の圧倒的権力に直面した個人は、地域社会の自制、とりわけ法の支配と適正手続きの原則を遵守する意思と能力に頼ることで、無力さを補わなければならない。行政又は司法上の過失である場合に限り、不完全ではあるが、怠慢又は恣意性については効果的な対応と訂正が可能である。それは正規の苦情及び救済制度を通じて行われ、結果として生じる不便、不正義、及び不満は、民主主義社会を統治する憲法上の手続きの避けられない副作用として許容せざるを得ない。

---

[43] UN Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners ('Mandela Rules') (A/RES/70/175, 17.12.2015), Rule 44.

[44] Mandela Rule 43(1)(b); A/66/268, para.26.

[45] A/68/295, para.61.

[46] A/HRC/13/42, para28, 32; IACtHR, Velásquez Rodríguez v Honduras (1988), §187; CCPR/C/51/D/458/1991(1994) §9.4; CCPR/C/61/D/577/1994 (1997) §8.4.

62. 特別報告者による腐敗と、拷問の相互関係に関する過去の報告書で詳細に議論されているように（A/HRC/40/59, para 16, 48-60)、行政又は司法権力が、恣意的な目的のために故意に濫用された場合、並びに関連する制度上の監視メカニズムが、適正なプロセスや法の支配を全うする可能性をもてない程にまで独りよがりで、馴れ合いで、近寄り難く、又は麻痺している場合、これらの憲法上の手続きは致命的に腐敗する。

63. ガバナンスの機能不全又は個人や集団の迫害を特徴とする背景に特有だが、制度的に維持されている恣意性は、根本的に人間の地域社会信託に関する欲求を裏切り、状況によっては、重度の精神的苦悩、深刻な情緒不安定、及び長期の個人的又は集団的トラウマを引き起こすことがある。特別報告者の見解では、制度的な恣意性、又は迫害が作為的又は意図的に重度の精神的苦痛を無力な個人に課す場合、精神的拷問を成立、又はそれに貢献することができる。実際にこの疑問は、特にすべてを網羅するわけではないが、恣意的拘禁及び関連する司法又は行

政の恣意的運用の意図的な利用において関連性が認められる。

64. 上記で議論した隔離監禁及び独房監禁とは別に、恣意的な拘禁の最も注目すべき形態は、以下の通りである。

- 強制失踪: これには国家官僚の許可、支持、又は黙諾の有無を問わず、逮捕、拘留、拉致、又はいかなる形態の自由の剥奪も含む。これに続くのは、かかる拘禁の否認、失踪者の運命又は居所の隠匿であり、そのため被害者は法の下の保護から外れる。[47] 強制失踪は、失踪者及びその親類の両者にとって、拷問に相当する（A/56/156, para.9-16)。[48]
- 強制拘禁: この行為は、強要、屈辱、抑止、さもなくば収容者又は第三者の 「精神崩壊」 を目的として、長期にわたる恣意的な拘禁により課された、徐々に深刻化する苦痛を意図的に利用することを含む。
- 残虐な、非人道的な又は品位を傷つける刑罰： これには、抑止、屈辱、及び刑罰を目的として課された、過度に長期又は過酷な実刑判決が含まれるが、犯罪の深刻さに不釣り合いであり、正義と人道主義の基本原則に相容れない。これには、いわゆる「死刑囚症候群」による、重度の精神的及び感情的苦悩が含まれる。[49]

65. 監禁の状況が 「拘禁」 と認定されるには、法令上本人が離脱する権利をもっているか否かだけではなく、事実上重大な人権侵害に遭わずに、その「権利」を行使できるか否かによる（ノン・ルフールマンの原則)。

66. 恣意的拘禁及び関連する司法又は行政における恣意性が、それ自体で精神的拷問に相当するか否かは、ケースバイケースで判断されなければならない。原則として、恣意的拘禁の状況が長いほど、拘禁者が自らの置かれた状況に影響を行使できなくなり、苦悩や鬱病はより深刻になる。長期にわたる恣意的な監禁の被害者は、心的外傷後に特有の症状を示し、その他の深刻かつ恒常的な精神的及び肉体的健康被害を被った。特に、不確実性、司法の恣意的運用、弁護士、医師、親類及び友人との意思疎通の欠如、制限、又は不足によって、無力感や絶望感が増し、時間の経過とともに、慢性的な不安や鬱病につながる可能性がある。

[47] Art.2 Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance.

[48] CAT, Francisco Larez, No. 456/2011, 15.05.2015. para.6.4.

[49] A/67/279, para.42.ECHR, Soering v.UK, No.14038/88 (1989), para.111.

67. したがって、特別報告者が不正規移民の背景（A/HRC/37/50, para.25-27）及び個人的コミュニケーションの双方で強調したように、[50] 恣意的拘禁及び司法の恣意的運用が、強要、屈辱、抑止又は刑罰等の目的で故意に課された、若しくは長く維持された場合、精神的拷問が成立しうる。

7.拷問的環境（ストレス要因の蓄積）

68. 特定の手法に関する上記の概要は、実際に、拷問の被害者は、ほぼ常に精神的かつ肉体的な苦痛の両方を課すよう設計された手法、技法、状況の組み合わせに晒されている、という事実を曖昧にすべきではない。個別に又は短期間適用した場合、これらの技法及び状況のいくつかは、必ずしも拷問を成立させないかもしれない。しかし、併用や期間の長期化と共に、壊滅的な影響をもたらす。[51] したがって、拷問の認定は、特定の技法や状況の特徴だけでなく、その累積効果及び又は持続効果による可能性があるのであり、ときに拷問の加害者の支配下になく意識的に利用されえない、外部ストレス要因又は個人の脆弱性と併せて考慮せねばならない。いみじくも、ICTY（旧ユーゴスラビア特別法廷）が述べているように、拷問は「単体の行為又は個別に扱い、背景を外せば無害とみなされ得る複数の行為の併用、若しくは蓄積の結果である…虐待の期間、繰り返し、及びさまざまな形態、並びに深刻度は全体として評価されるべきである」。[52]

69. 肉体的苦痛が特にない場合、特定の手法が使用された背景には、常に適切な配慮がされなければならない。例えば、本来ならば、屈辱や名誉棄損が公になされた場合は犯罪が成立するが、拷問にはならない。同じ行為でも、体系的な国家主導の中傷及び迫害になると、この判断は大きく変わる可能性がある。特に、恣意的拘禁、常時監視、司法の体系的拒絶、体系的な裁判拒否、及び深刻な脅迫又は屈辱などの追加措置が取られる場合である。[53] さらに特定の拷問手法に対して、個人によっては異なる反応を示す場合がある。したがって、実際には、拷問の技法は、常に標的となった被害者の個人的脆弱性（A/73/152）、障害によるものか否か（A/63/175 ）、移民の地位によるものか（A/HRC/37/50）、又はその他の理由かを参照して、評価しなければならない。

70. かかる状況で、各要因を個別に調べて、どれが「深刻度」の閾値を超えたか尋ねるより、「拷問的環境」について話す方が妥当である。つまり、拷問の目的を達成するために、十分に深刻な苦痛を故意に課すよう設計された、又はそうした性質の状況及び／又は実践の組み合わせのことなのである。[54] これは被害者が、単体では拷問に相当しないかもしれない、個別の技法や状況の連続としてではなく、包括的に拷問を体験及び対応する傾向がある、という現実を反映している。[55]

E.サイバー拷問

71　十分な注目を集めているように見えないが、特に懸念される分野が、拷問を目的としたさまざまな形態の情報通信技術（「サイバーテクノロジー」）の利用可能性である。

---

[50] See, most prominently, individual communications sent by the Special Rapporteur in the cases of Chelsea Manning (AL USA 22/2019, 01.11.2019) and Julian Assange (UA/GBR/3/2019, 27.05.2019; UA GBR 6/2019, 29.10.2019.

[51] Physicians for Human Rights & Human Rights First, "Leave No Marks" (2007), p. 6.

[52] ICTY, Prosecutor v.Krnojelac, Case No. IT-97-25 (Trial Chamber) 15.03.2002, para.182; see also:ECiHR, Ireland v UK, App.No. 5310/71, 18.01.1978 (para.168).

[53] For large-scale historical examples of such abuse were the so-called "struggle sessions" used during Chinese Cultural Revolution (1966-76) to publicly humiliate, abuse and torture political dissidents (https://www.theguardian.com/world/2016/may/11/the-cultural-revolution-50-years-on-all-you-need-to-know-about-chinas-political-convulsion).For a recent individual case, see the Special Rapporteur's call for an end of the "collective persecution" of Julian Assange (31.05.2019): https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=24665

[54] P.Perez-Sales, "Psychological Torture", Routledge (2017), p. 284.

[55] D. Luban & K.Newell, "Personality Disruption as Mental Torture", Georgetown Law Journal Vol.108, 333-387, at 363, 374.

A/HRC/43/49

インターネット上の人権促進、保護及び享受は、人権理事会によって繰り返し言及されてきたが（A/HRC/32/L.20; A/HRC/38/L.10/Rev.1)、拷問は、主にネット上での表現の自由の権利行使を妨げる道具として認識されてきており、サイバーテクノロジーの使用を通じた人権侵害とは認識されていない。

72.　サイバー空間の特徴のいくつかが、虐待や搾取をしやすい環境を生むのは驚くべきことであり、なかでも最も注目すべきは、圧倒的な力の不均衡、事実上保証された匿名性、及びほぼ完全な免責である。事実として、国家や企業、組織犯罪者らは、無数の個人に深刻な苦悩を課すサイバー活動を行う能力を持っているだけでなく、拷問の目的のために実行を決断するのももっともである。したがって、「サイバー拷問」 と称される行為の基本的輪郭と可能性を、先だって手短に探る必要がある。

73.　実際に、サイバーテクノロジーは既に、肉体的及び精神的拷問において「犯行を助長する」役割を果たしている。最も注目すべきは、監視情報及びその収集と送信並びに尋問者への指示を通じて、屈辱を与えることを目的とした拷問、又は殺害の音声・映像記録の流布を通じて、

若しくは窃視症のクライアントの 「オンデマンド」 に応じた、子どもの性的虐待のライブストリーミング（A/HRC/28/56, para.71）を通じて、そして最近増加傾向のスタンベルト、医療用インプラント、考えられる限りでは、ナノテクノロジー又はニューロテクノロジー関連機器による遠隔制御又は操作（A/72/178, para.51）を通じて行っている。[56] サイバーテクノロジーは、物理的な肉体を経由せずに重度の精神的苦悩をもたらしたり、助長したりするために使用され、最も注目すべきは、屈辱、ハラスメント、監視、公の辱め及び名誉棄損、並びに情報の盗用、削除、又は操作を通じて行われる。

74. 匿名の電話を通じて深刻な恐怖を抱かせることは、遠隔で恐怖を与える手法として長らく普及してきた。インターネットの発明により、特に国家治安部門は領土の内外で、広範囲の個人の体系的な監視のため、及び／又は彼らが自由に操作するサイバーテクノロジーに直接干渉するため、サイバーテクノロジーを利用していると報告されている（A/HRC/32/L.20; A/HRC/38/L.10/Rev.1）。[57] さらに、電気通信サービス、ソーシャルメディアプラットフォーム、及び検索エンジンは、標的を定めた脅迫、性的ハラスメント及びゆすりたかりを匿名で行うのに理想的な環境を提供しており、これは屈辱的、名誉棄損、品位を傷つける、詐欺的、差別的な文言の大量流布にも同様に理想的である。

75. サイバー監視及びサイバーハラスメントの標的になる個人や集団は、一般的に防御、回避、又は自己防衛の有効な手段を何も持たず、少なくともこの点においてしばしば、身柄拘束に匹敵するほど「無力」な状況に置かれることになる。状況に応じて、加害者が物理的に不在又は匿名であることで、肉体的拷問時に目隠し又は頭から袋をかぶせる場合のストレス増大効果と同様、被害者の絶望感、制御不能感、及び脆弱性が悪化することさえある。同じく、公表、名誉棄損及び品位を傷つける行為によって恥を広められるのは、加害者に閉鎖空間で直接屈辱を受けるのと同様、まさにトラウマになりうる。[58] ネットいじめに関する諸研究が示すように、既に比較的限られた環境で起こるハラスメントは、長期にわたって標的の個人を極度の不安、ストレス、社会的孤立、及び鬱病に晒すことになり、自殺のリスクを著しく増大させる。[59] したがってサイバーテクノロジーを通じて、より体系的に政府主導で行われる脅迫及びハラスメントは、被害者にとって無力な状況を生み出し、不安、ストレス、羞恥、罪悪感のレベルを増大させて、拷問の認定要件である重度の精神的苦悩を成立させる。[60]

---

[56] A. Elmondi, “Next-Generation Nonsurgical Neurotechnology”, Program Information of the US Defense Advanced Research Projects Agency at: https://www.darpa.mil/program/next-generation-nonsurgical-neurotechnology.

[57] See, most notably, the 2013 disclosures by Edward Snowden of the global surveillance activities conducted by the US National Security Agency and its international partners (https://www.theguardian.com/world/interactive/2013/nov/01/snowden-nsa-files-surveillance

revelations-decoded#section/1).

[58] P. Perez-Sales, “Internet and torture” (on file, forthcoming 2020).

[59] A. John et al, “Self-harm, suicidal behaviours, and cyberbullying in children and young people”, Journal of Medical Internet Research, 20/4 (2018); R. Ortega et al., “The Emotional Impact of Bullying and Cyberbullying on Victims”, Aggressive Behavior, 38/5 (2012), 342–356.

A/HRC/43/49

76. より一般的には、拷問禁止及び関連する法的義務を、現在及び将来の環境において適切に履行するため、サイバー空間だけでなく、人工知能、ロボット工学、ナノテクノロジー及びニューロテクノロジー、又は薬学や生物医学など、いわゆる「人体強化」の分野においても、最新テクノロジーに関連して提示される新しい課題や能力に則して、その解釈を進化させなければならない。

IV.結論と提言

77. 「精神的拷問」の概念の実質的側面に関する上記の観察及び考慮に基づき、並びに広範囲の関係者との面談を経て、特別報告者は知識と判断の及ぶ限り、以下の結論と提言を示す。

78. 発生範囲：精神的拷問は、通常の犯罪捜査を含む多種多様な背景で起こる。警察による拘留；「職務質問」活動；インテリジェンスの収集；医療的、精神的及び社会的ケア；移民、行政上、及び強制拘禁；並びにドメスティック・バイオレンス、モラルハラスメント、ネットいじめ及び政治的又は差別的迫害などの社会的背景を含む。

79. 一般勧告：上位概念の拷問に対して、精神的拷問を下位カテゴリーに相当するものとみなし、特別報告者は、ここに委任事項における一般勧告 (E/CN.4/2003/68, para.26) を繰り返し、「精神的拷問」 を成立させる手法、技法、及び状況に対して、それを完全に準用できる可能性を強調する。

80. 非強制的調査：許容される非強制的調査手法と、禁止される強制尋問の断層を明確にし続けることは実際に重要であるため、特別報告者は前任者によって提出された、主題別報告書の結論と勧告（A/71/298）を再確認し、調査手法及び関連する安全措置に関する国際指針の開発に向けて進行中のプロセスを、積極的に支持するよう諸国に求める。

81. イスタンブール議定書：健康診断、移民認定審査、又は拷問容疑の裁判の司法判決に従事する人員には、最新の 「イスタンブール議定書」 に従って、拷問及び虐待の兆候の認定・立証に関する、職種別の研修を提供すべきである。

82.　特別勧告：「精神的拷問」 に関してより具体的に、特別報告者は諸国に対して、次の定義、解釈及び理解を、規範的、制度的、及び政策的枠組みに採用し、組み込み、実施するよう勧告する。これには、特に医療、司法、行政、軍隊、治安分野の人員に対する研修及び指示を含むものとする。

83.　仮定義：人権法の目的に照らして、「精神的拷問」は、重度の肉体的苦痛をルートとして又は効果として利用することなく、わざと重度の精神的苦痛を課す目的で、又は計画されたあらゆる手法、技法、状況を含むと解釈されるべきであると考える。反対に、「肉体的拷問」 は精神的苦痛を並行して課すか否かを問わず、わざと重度の肉体的苦痛を課す目的で、又は計画されたあらゆる手法、技法、環境を含むと解釈されるべきであると考える。

84.　構成要件：精神的拷問の背景において

---

[60] S. Newbery/A.Dehghantanha, “A torturefree cyber space: a human right”, 2017 (http://usir.salford.ac.uk/43421/).

(a)　「精神的苦悩」とは、主に主観的に経験した精神的苦悩を指すが、そうでない場合は、客観的に与えられた精神的危害を指すこともある。

(b) 精神的苦痛の「深刻度」は、内因性又は外因性の広範囲にわたる要因に依拠するため、すべてケースバイケースで、問題視されている取扱いや刑罰が追求する特定の目的に照らして、包括的に評価されなければならない。

(c) 「無力さ」とは、被害者に精神的な苦痛から逃亡したり、抵抗したりする能力がない状態を指し、身柄拘束を通じて達成できるだけでなく、例えば機能障害を起こす薬、法的能力の剥奪、深刻かつ差し迫った脅威、支配的な束縛、モラルハラスメント、ネットいじめ、迫害に代表される社会的状況によっても達成できる。

(d) 「作為」とは、加害者が自身の行為又は不作為によって、単独であれ、他の要因及び状況と併せてであれ、当然深刻な精神的苦痛がもたらされることになると知っていたか、知っていたはずだった場合に該当する。

(e) 「目的意識」とは、精神的苦痛が、被害者又は第三者への尋問、刑罰、威嚇、強制の目的でもたらされたか、「医療上の必要性」、「再教育」、「霊的療法」又は「転向療法」などの善意を示唆する目的にかかわらず、差別的にもたらされた場合に該当する。

(f) 「法的制裁」には、関連する国際法規や国内法で禁止されているいかなる制裁や措置も含めることができない。例えば、長期又は無期限の独房監禁、感覚操作、集団懲罰、家族との面会禁止、又は強制や屈辱を目的とするか、あらゆる差別に関連する理由での拘束などは含まれない。

85. 主な手法：肉体的拷問が、肉体や肉体の欲求をルートとして利用し、被害者の精神や感情に影響を与えるのとは対照的に、精神的拷問は以下のような、基本的心理欲求の一つ又は複数を直接標的にする。

(a) セキュリティ（恐怖、恐怖症、及び不安の誘発）
(b) 自己決定（支配と服従）
(c) 尊厳とアイデンテティ（屈辱、プライバシーの侵害、性的完全性の侵害）
(d) 環境定位（感覚操作）
(e) 社会的及び感情的つながり（孤立、排除、感情操作）
(f) 地域社会信託（制度の恣意性、迫害）

86. 拷問的環境：実際に、拷問の被害者は、ほとんどいつも精神的及び肉体的な苦痛を課す技法や状況に晒されており、その深刻さは、時間や蓄積、個人の脆弱性等の要因によって異なる。被害者は、拷問を包括的に体験して対応しがちであり、必ずしも単体では拷問に相当しないかもしれない技法や状況を、それぞれ個別に連続して体験するのではない。したがって、精神的拷問は、単体の行為又は不作為で成立するのではなく、状況を無視して個別に扱えば無害とみなされがちの複数要件の併用や蓄積の結果である。作為、目的意識、及び課された苦痛の深刻度は、常に全体として、並びに所与の環境に広まっている条件に照らし合わせて評価されなければならない。

87. 新しいテクノロジーの課題拷問禁止及び関連する国際法上の義務を、現在及び将来の環境において適切に履行するため、サイバー空間だけでなく、人工知能、ロボット工学、ナノテクノロジー及びニューロテクノロジー、又は薬学や生物医学などいわゆる「人体強化」の分野においても、最新テクノロジーに関連して提示される新しい課題や能力に則して、その解釈を進化させなければならない。